

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則

(財政課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

規則

号外(一) 平成二十九年十月十九日

岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県予算編成執行規則の一部を改正する規則

岐阜県予算編成執行規則(昭和二十八年岐阜県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「知事」を「総務部長(軽易なものについては、財政課長)」に改める。

第十三条第一項ただし書を削り、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 各部の所管課長は、次に掲げる事項については、財政課長に合議しなければならない。

一 第十条ただし書の規定による歳出予算の執行制限に関すること。

二 前条第一項の規定による歳出予算の流用(軽易なものを除く。)に関すること。

附則
この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三財政課の表四の項部長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項課長専決事項の欄第二号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三住宅課の表に次のように加える。

七 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務 | 1 法第五条第一項の規定による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成及び同条第十項の規定による都道府県賃貸住宅供給促進計画の変更
2 法第五条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議
3 法第五条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による公表等
4 法第十一条第一項の規定による登録の拒否
5 法第二十四条第一項及び第二項の規定による登録の取消し
6 法第二十五条第一項の規定による指定登録機関の指定及び登録事務の委任
7 法第三十二条の規定による指定登録機関に対する監督命令
8 法第三十四条 |
|-----------------------|--|

附 則
この訓令は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

9 第一項及び第二項の規定による指定登録機関の指定の取消し	第一項の指定登録機関の登録事務の休止又は廃止の許可
10 法第三十五条第二項の規定による指定登録機関の登録事務の停止命令	
11 法第四十条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	
12 法第四十八条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人に対する監督命令	
13 法第五十条第一項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消し	

平成二十九年十月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜文芸社